（業務に関する帳簿書類の作成等）

第五十六条　不動産特定共同事業者は、対象不動産が同一である不動産特定共同事業契約ごとに次に掲げる書類（特例投資家のみを相手方又は事業参加者として不動産特定共同事業を行う者にあっては第一号及び第六号に掲げる書類に限る。）を調製することにより、法第三十二条に規定する業務に関する帳簿書類を作成するものとする。

一　事業参加者の商号若しくは名称又は氏名及び住所その他の連絡先を記載した書面

二　法第二十四条第一項に規定する書面の写し

三　法第二十五条第一項に規定する書面の写し

四　法第二十六条第一項の規定による契約の解除があった場合においては、同条第二項に規定する書面

五　財産管理報告書の写し

六　不動産特定共同事業者（第一号事業又は第三号事業を行う者に限る。）にあっては、次に掲げる書類

イ　不動産特定共同事業契約に係る不動産取引から生ずる収益又は利益の明細を記載した書面

ロ　不動産特定共同事業契約に係る財産の明細を記載した書面

ハ　出資を伴う契約にあっては、不動産特定共同事業契約に基づき出資された財産の明細を記載した書面

2　前項各号に掲げる書類が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該調製をもって法第三十二条に規定する業務に関する帳簿書類の作成に代えることができる。

3　第一項の業務に関する帳簿書類（前項の規定による調製が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該業務に関する帳簿書類に係る不動産特定共同事業契約の終了の日から起算して五年を経過する日までの間、保存するものとする。

（事業報告書の様式）

第五十七条　法第三十三条に規定する事業報告書の様式は、別記様式第十一号によるものとする。

2　（略）

（監督処分の公告）

第五十八条　（略）

（身分証明書の様式）

第五十九条　法第四十条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第十二号によるものとする。ただし、金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の職員が検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

（登録申請書の記載事項）

第六十条　法第四十二条第一項第九号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　小規模不動産特定共同事業に係る業務の方法

二　役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいる場合にあっては、当該役員の氏名並びに当該他の法人の商号又は名称及び業務又は当該事業の種類

三　電子取引業務を行う場合にあっては、電子取引業務を遂行するための体制に関する事項

2　法第四十二条第一項に規定する登録申請書の様式は、別記様式第十三号によるものとする。

（新設）

（事業報告書の様式）

第二十六条　法第三十三条に規定する事業報告書の様式は、別記様式第十号によるものとする。

2　（略）

（監督処分の公告）

第二十七条　（略）

（身分証明書の様式）

第二十八条　法第四十条第二項に規定する身分を示す証明書の様式は、別記様式第十一号によるものとする。ただし、金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の職員が検査をするときに携帯すべき証明書については、この限りでない。

（新設）